

## 不服申立の手續規定

	神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	神戸市情報公開条例 (H13.12月施行)	基本的な考え方	備考
反対意見書が提出されている場合の諮問義務	(救済手続) 第26条 開示請求,訂正請求又は利用停止請求に対する決定について,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは,当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は,当該不服申立てが明らかに不適法であるとき又は不服申立てに係る請求を認容するときを除き,遅滞なく,審議会に諮問し,その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。	(救済手続) 第19条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは,市長等は,当該不服申立てが明らかに不適法であるとき又は当該不服申立てに係る請求を認容するときを除き,遅滞なく第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に諮問し,その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。 2 前項の規定にかかわらず,市長等は,反対意見書が提出されている場合には,当該不服申立てに係る請求を認容しようとする場合であっても,第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に諮問し,その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。	個人情報保護制度の不服申立て手続は、情報公開制度における不服申立て手続と同様である。  情報公開条例と同様に整備	
諮問した旨の通知義務	規定なし	(諮問をした旨の通知) 第20条 前条の規定により諮問をした市長等(以下「諮問庁」という。)は,次に掲げる者に対し,諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 不服申立人及び参加人 (2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。) (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)	情報公開条例と同様に整備	
審査会の調査権限	(審議会) 第33条 9 審議会は,その権限を行使するため必要があると認めるときは,不服申立人,実施機関の職員その他関係者の出席を求め,これらの者の意見若しくは説明を聴き,又はこれらの者に対し,資料の提出を求めることができる。	(審査会の調査権限) 第23条 審査会は,必要があると認めるときは,諮問庁に対し,公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては,何人も,審査会に対し,その提示された公文書の公開を求めることができない。 2 諮問庁は,審査会から前項の規定による求めがあったときは,これを拒んではならない。 3 審査会は,必要があると認めるときは,諮問庁に対し,公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し,又は整理した資料を作成し,審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか,審査会は,不服申立てに係る事件に関し,不服申立人,参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること,適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	情報公開条例と同様に整備	
審査手続の非公開	個人情報保護審議会運営要綱(審議会規則 条例) (審査部会の審議) 第4条 2 審査部会の会議は原則非公開とする。	(審査手続の非公開) 第27条 審査会の行う審査の手続は,公開しない。	情報公開条例と同様に整備	
口頭意見陳述制度	(審議会) <再掲> 第33条 9 審議会は,その権限を行使するため必要があると認めるときは,不服申立人,実施機関の職員その他関係者の出席を求め,これらの者の意見若しくは説明を聴き,又はこれらの者に対し,資料の提出を求めることができる。	(意見の陳述) 第24条 審査会は,不服申立人等から申立てがあったときは,当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし,審査会が,その必要がないと認めるときは,この限りでない。 2 前項本文の場合においては,不服申立人又は参加人は,審査会の許可を得て,補佐人とともに出頭することができる。	情報公開条例と同様に整備	

	神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	神戸市情報公開条例 (H13.12月施行)	基本的な考え方	備考
不服申立人等からの意見書、資料の提出権	(審議会) <再掲> 第33条 9 審議会は、その権限を行使するため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し、資料の提出を求めることができる。	(意見書等の提出) 第25条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	情報公開条例と同様に整備	
不服申立人等からの閲覧手続	規定なし	(提出資料の閲覧) 第26条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。	情報公開条例と同様に整備	
答申書の送付、公表義務	(救済手続) <再掲> 第26条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき又は不服申立てに係る請求を認容するときを除き、遅滞なく、審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。	(答申書の送付等) 第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付しなければならない。 2 諮問庁は、諮問に対する答申を得たときは、その内容を公表するものとする。	情報公開条例と同様に整備	
第三者の訴訟機会確保に対する配慮義務	規定なし	(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続) 第21条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定 (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)  (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第16条 公開請求に係る公文書に市、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後速やかに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。	情報公開条例と同様に整備	